公益財団法人滝沢市スポーツ協会表彰規程細則

公益財団法人滝沢市スポーツ協会表彰規程第９条により表彰者の審査細則を次のとおりとする。

１　功労賞

（イ）同一競技種目に２０年以上にわたり活躍し、その競技団体の発展に顕著な功績のあったもの。

（ロ）２０年以上にわたり地域スポーツ振興に寄与し、その地域団体の発展に貢献したもの。

（ハ）被表彰対象者は、満６０歳以上とする。

（ニ）その他表彰審査委員会において被表彰者と認められるもの。

（ホ）表彰者の推薦は、１団体から単年度１名又は１団体とする。

２　栄光賞

（イ）国民スポーツ大会に入賞したもの。

（ロ）全国高等学校総合体育大会において入賞したもの。

（ハ）全日本選手権において入賞したもの。

（ニ）国際競技大会において優秀な成績をおさめたもの。

（ホ）全国中学校大会において入賞したもの。

（ヘ）全国小学校大会において入賞したもの。

（ト）全国に通じる東北大会において優勝したもの。

（チ）その他指導者及び上記と同等の大会に出場し、表彰審査委員会において被表彰者と認められるもの。

３　優秀賞

（イ）本市からの派遣者で県民スポーツ大会に優勝したもの。

（ロ）全国に通じる県大会で優勝したもの。

（ハ）その他表彰審査委員会において被表彰者と認められるもの。

（ニ）被表彰者は小学生以上とする。

（ホ）出場者が１名又は１チームの場合は被表彰対象外とする。

４　表彰の対象期間

前年の１１月１日から、当年の１０月３１日までとする。

附　則

１　この細則は、昭和５８年４月１日から施行する。

２　この細則は、平成元年４月２２日から施行する。

３　この細則は、平成１４年３月１９日から施行する。

４　この細則は、平成２６年１月１日から施行する。

５　この細則は、平成２６年１２月１日から施行する。

６　平成２７年度の表彰対象期間を平成２６年の県民体育大会全種目終了の翌日から、平成２７年１０月３１日までとする。

７　この細則は、令和７年４月１日から施行する。